

明治期における「者」の訓読について

—『日本外史』『唐宋八家文読本』を資料として—

佐川 繭子(国學院大學)

発表要旨

現在の漢文訓読の基準となっている「漢文教授ニ関スル調査報告」(明治四十五年文部省報告、以下「調査報告」と称す)における固有名詞に後置する「者」の訓読には、国語行政や国語教育との整合性を図るという姿勢や、原文を的確にとらえて日本語としての訓読に表出するという意識が窺える。今回の発表では、明治期の訓読を対象として「調査報告」との比較を行い、「調査報告」の訓読がそれ以前のものとなるのか否かを明らかにする。また、限られた事例に基づくものではあるが、明治期の訓読の傾向や特徴等についても些か考察を加えたい。調査対象には「調査報告」の用例として引かれる『日本外史』『唐宋八家文読本』を用いるが、ともに明治期には複数種の訓読本が出版され、かつ教科書としても用いられていたことから、明治期の訓読資料としても有用であると考ええる。併行して、これらのテキストについても整理したい。

一、「調査報告」における「者」の訓読

○明治三十九年文部省告示第百五十八号「文法上許容スベキ事項」(『官報』第六七八二号)十六「トイフ」トイフ語ノ代リニナルヲ用ルル習慣アル場合ハ之ニ従フモ妨ナシ例ノイハユル哺乳獸ナルモノノ顔回ナルモノアリ

○明治四十五年文部省報告「漢文教授ニ関スル調査報告」(『官報』第八六三〇号彙報)添仮名法

第一 送仮名ハ左ノ三項ノ場合ヲ除ク外ハ国語調査委員会ニテ定メタル送仮名法ノ本則ニ準據ス

(甲) 略

(乙) 也ヲ「ヤ」、者ヲ「ハ」、與ヲ「ヨリ」ト訓スル場合ニハ各々全部仮名ヲ附シ由、自、從ヲ「ヨリ」ト訓読スル場合ニハ最後ノ一音ヲ附ス

(一)略 (二)韓信者淮陰人也。

第二 添附シテ読ムヘキ語ハ送仮名ノ形トシテ記スヘシ

(一) (例文略) 有^ニ姓楠^{トイフ}者^一。

句読法以下諸則適用ノ例(韓愈)

彼ノ伯夷叔齊者……今世之所謂士者……

・佐川繭子「近世の『論語』諸本に見える「者」の訓読について―「文法上許容スベキ事項」「漢文教授ニ関スル調査報告」を端緒として―

「漢文調査報告」の文例からは、「有＋人名＋者」の場合には「トイフ」を添え、「有」を伴わずに主題提示の働きをする「者」は「ハ」と訓じ、それは「所謂」を伴う場合も同様で、また文によって「トイフ」「ナル」を用いずに「もの」という訓をあてる場合があることがわかる。つまり、文における「者」の働きと訓読との対応に留意していることが窺えるのであり、「固有名詞・名詞＋者」とあれば一律に「トイフ」を添えるような形式化された訓読を行っているのではないことは明らかである。」(一一九頁)

○明治三十五年文部省訓令第三号「中学校教授要目」(『官報』第五五七五号)
国語及漢文

第二学年「漢文 前学年ニ準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇ヲ加フ、例ハ八頼山陽ノ日本外史、大槻磐溪ノ近古史談、塩谷宕陰ノ宕陰存稿、安井息軒ノ讀書余適ノ類」

第三学年「漢文ノ前学年ニ準シ又我国作家ノ論説文ヲ加フ、例ハ八頼山陽ノ日本外史ノ叙論ノ類」
第四学年「散文 前学年ニ準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ、例ハ八初作家、唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎慊堂ノ文ノ類」

○羅工洙『訓読法から見た近代の文章研究』

・明治期の漢文教科書の訓読を調査し、「トイフ者」の方が「ナル者」より多く用いられていると指摘。引用されている例文のうち、「トイフ者」は固有名詞＋「者」の形が多く、「ナル者」の例には「所謂」＋名詞＋「者」の形が見られる。(二二―二三頁)

二、『日本外史』『唐宋八家文読本』訓読本について

・「訓読本」とは、本文に返点・添仮名の付されたもの及び漢字かな交り文で書かれたものを指す。
・書名は巻一冒頭に限定せず、見返し等から通行書名を採った。
・明治期の出版・著作関連法令の変遷は大きく、この時期の奥付の記載内容は対応する法令により大きく異なる。記載内容に不徹底もあるが、諒とされたい。
・出版年が記載されているものは出版年を記し、出版年が不明なものは版權免許取得年を記した。また、出版年が複数年に渉るものもあるが、該当書の出版年を記載した。

- ・出版人が記されているものは出版人を採り、出版人が不明なものは蔵版者等を記した。
- ・冒頭の「」は識別用の略称であり、訓点者であることを意味するものではない。
- ・判型等は特殊なものを除き省略した。
- ・「国会」は国立国会図書館、「国会D」は国立国会図書館デジタルコレクションの略。所蔵記載のないものは架蔵。
- ・教科書は割愛した。

(一)『日本外史』訓読本について

・活字本は無点。川越本および頼氏正本は句返点あり、添仮名なし。

・川越本の版權は明治三十八年、頼氏正本の版權は同三十九年に消滅した(明治二十年の版權条例による)。

○訓点付

- ① 「吉原」吉原呼我標注、関機校訂『日本外史』明治八年勝村治兵衛等、国会D
- ② 「雲谷」頼又二郎標註図記、雲谷任齋校閲『標註日本外史』明治十年頼又二郎
- ③ 「増補」頼又二郎増補『増補日本外史』明治十三年頼又二郎 洋装活版一冊 同志社大学 社史センター(新島旧邸文庫)
- ④ 「校正」『校正日本外史』³⁾ 明治十八年頼又次郎 国会D
- ⑤ 「久保」久保得二新釈『日本外史新釈』⁴⁾ 明治四十年博文館 国会D
- ⑥ 「一戸」一戸隆次郎注、重野安繹校『頭註日本外史』明治四十三年金港堂 国会D

「このテキストについては、再版本以降複数回刊行されている。管見では今回の調査箇所について十四年校正再版本に一か所の異同が見られた。校正再版本の前に、十三年に再版本が出版されている。また校正再版の後、明治三十二年(刊記「八刻」表記)までは出版されたことが確認できる。

²⁾ 頼一九八一は、「増補本」に「少なくとも次の二種がある」として「明治九・六・出版、明治一五・一二・再刻別製本(送り仮名なし)」「明治一三・五・出版、明治二六・一〇・再版本(送り仮名つき)」を載せる。また、「増補」とは、外史の原文の前後に、系譜と地図とを増補したことを意味するのであろう」とする(四八三頁)。増補本の系統については今後改めて論じることとし、今回の発表では送り仮名ありの増補本を同一系統のものと仮定しておく。なお、『版權書目』によれば増補本は三種ある。掲出書は、そのうちの「西洋彫一冊本」(第二号・明治九年十月分)に相当する。管見では、送り仮名のある増補本は書物としての形態は異なっている、版權免許取得日が本書と一致している。この系統が別製本となつて出版を重ねたものと考えられる。また、この後、「誤字訂正」と称した再版本が明治十五年に出版されたようであり、この系統の二十六年坂上半七本には若干の訓点の異同が見られる。その後、三十九年本、四十年育英舎本も存在する。³⁾ これ以降、明治三十六年(「九刻」表記あり)までは出版されたことが確認できる。管見では、調査箇所の訓点に異同はない。

⁴⁾ 本書冒頭の「発凡」に、本文は「増註本」に基づくところがあるが、具体的にどの書を指すのかは明確でない。ただし、調査箇所の訓点は明治十四年版の標註本に近い。

- ⑦ 「小宮」小宮水心注『註解日本外史』 明治四十四年立川文明堂 国会D
- ⑧ 「大町」大町桂月校訂『新訂日本外史』 明治四十四年至誠堂書店 国会D
- ⑨ 「奥村」奥村梅皐編『訓註日本外史』⁹⁾ 明治四十四年山本文友堂

○漢字かな交り文

- ① 「市川」市川清流『史学童観抄』⁹⁾ 明治三年從吾所好齋 国会D
- ② 「訓蒙」大槻誠之解、長田徳隣校『訓蒙日本外史』⁹⁾ 刊年不明(明治八年版權免許)和泉屋吉兵衛他。⁹⁾ 国会D

- ③ 「啓蒙」大槻誠之解、渡邊約郎校『啓蒙日本外史』 明治七年和泉屋吉兵衛他 国会D
- ④ 「訳解」小川弘蔵譯『日本外史訳解』⁹⁾ 明治八年山内五郎助他 愛知教育大学図書館
- ⑤ 「邦文」池邊義象詳述『邦文日本外史』 明治四十四年郁文舎・吉岡寶文館 国会D
- ⑥ 「訳文」上田景二訳注『訳文日本外史』 明治四十五年朝野書店 国会D

(二)『唐宋八家文読本』訓読本について

・官版は訓点なし。頼山陽増評本は句返点あり、添え仮名なし。
・伯夷頌を含むテキストを選出した。

○訓点本

- ① 「武村」武村正名『増補訓点唐宋八大家文読本』 明治九年鈴木忠義 国会D
- ② 「石村」石村貞一纂評『纂評唐宋八家文読本』 明治十一年坂上半七・吉川半七 東京大学総合図書館

- ③ 「川上」川上広樹纂評『点注唐宋八家文読本』¹⁰⁾ 明治十一年山中市兵衛 国会D
- ④ 「土田」土田泰蔵『評註正解唐宋八大家文読本』 明治十四年中外堂 国会D
- ⑤ 「三浦」三浦応詳解『唐宋八家文詳解』 明治十四年穴山篤太郎 国会D
- ⑥ 「塚原」塚原苔園点『訓点唐宋八家文読本』 明治十一年塚原苔園 国会D
- ⑦ 「雲谷」雲谷任斎訓点標註『標註唐宋八大家文読本』 明治十五年山岸彌平東崖堂 国会

⁵⁾ 総振仮名附。

書名に「抄」とあるように、外史氏曰を削除したり、一部の語句や文を削り、また補ったりしている。

⁷⁾ 本書と③はともに全三十五巻で、巻之八と九とが巻五新田氏前記にあたる。

⁸⁾ 本書は版權譲渡を経て、複数の版元からそれぞれ再版されている。明治二十年版が一所「者」を「モノ」に開き、三十九年学友館版、四十五年大川書店版は二十年版に同じである。

本書は、その目次には巻二十二まで見えるが、巻十二までしか確認できず、未完のようである。頼又次郎検閲、太田聿郎訳解『日本外史訳解』明治十六年頼又次郎・花井卯助他は、巻十二までは本書の版木を利用していると見られる。

¹⁰⁾ 以後、明治二十四年六合館書店まで出版が確認できる。調査箇所の訓点は同じである。

D

- ⑧〔岡①〕岡三慶評点、栗原松後凋・戸塚喜告之校『唐宋八家文法明辨』明治十五年岡三慶等 国会D
- ⑨〔岡②〕岡三慶講義、小沼操記『唐宋八大家文講義』明治十七年岡三慶他 国会D
- ⑩〔榎木〕榎木寛則標註『標註唐宋八大家文読本』明治十五年榎木寛則 国会D
- ⑪〔五十川〕五十川左武郎註釈『増註唐宋八家文読本』明治十七年中川勘助 国会D
- ⑫〔石川①〕石川鴻齋校註『纂評精註唐宋八大家文読本』明治十七年鳳文館¹²
- ⑬〔山崎〕山崎樂点、宮本知雄校正『唐宋八家文読本』明治十九年山本樂 国会D
- ⑭〔嶋田〕嶋田正幹纂評『纂評唐宋八家文読本』明治二十年六月田中菊三郎 国会D
- ⑮〔石川②〕石川鴻齋講述『唐宋八大家文講義』¹²明治二十五年興文社 国会D
- ⑯〔萩原〕萩原裕『唐宋八大家文読本講義』¹³明治三十一年¹⁴哲学館 国会D
- ⑰〔三島〕三島毅評『唐宋八家文読本』明治四三年九月富山房 国会D

漢字かな交り本

- ①〔小山〕小山貞義・小林菊三郎詳解纂評『唐宋八家文読本詳解纂評』明治十年小山貞義・小林菊三郎 国会D

三、調査結果

・漢字かな交り本のうち平仮名表記のものも、便宜上カタカナ表記に統一した。
・／の後は漢字かな交り本である。

○『日本外史』

(一)「所謂」＋名詞＋「者」

「古之所謂武臣者」

ナル者——吉原・増補・小宮

者ハ・ハ者——久保・大町

無点——雲谷・校正

その他——「トイフ者ハ」一戸、「ナル者ハ」奥村／訓蒙・啓蒙、「トハ」訳解、「ト云フハ」邦文、

¹² 同年の金港堂本もあり、版面は同じである。両者の関係は不明。

¹³ 『増訂唐宋八家文講義』(大正元年九月初版四年第四版、興文社少年叢書漢文学講義第六編)の「唐宋八家文講義例言」に「今刷出セル第六十七回」とあり、版を重ねている。

¹⁴ 漢字かな交り講義体文章の中に訓点付原文を載せる。

¹⁵ 書誌事項は国会図書館の表記による。

「ハ」訳文

「当時所謂武士者」

ナル者——吉原・校正・増補・小宮

無点——雲谷・久保

その他——「トイフ者ハ」一戸、「ハ者」大町新訂正／「ナル者ハ」訓蒙・啓蒙・訳解・奥村、「ト云フハ」邦文、「ハ」訳文

「訪所謂桜井駈者」

ナル者——吉原・雲谷(十四)・校正・増補・久保・小宮・奥村／訓蒙・啓蒙

無点——雲谷

その他——「テフ者」大町／「駈ヲ」訳解・邦文・訳文

(二)「有」＋固有名詞＋「者」

「有姓楠者」

ナル者——吉原・校正・増補・久保・小宮・奥村／訓蒙・啓蒙・訳解

トイフ者——一戸

無点——雲谷

その他——「テフ者」大町／「ト云フ者」邦文・訳文

「有楠正成者」

ナル者——吉原・校正・増補・小宮・奥村／訓蒙・啓蒙・訳解

トイフ者——一戸

無点——雲谷・久保

その他——「テフ者」大町／「ト云フ者」邦文・訳文

「有名和行秋者」

ナル者——吉原・校正・増補・小宮・奥村／訓蒙・啓蒙・訳解

トイフ者——一戸／邦文・訳文

無点——雲谷・久保

その他——「テフ者」大町

(三)固有名詞＋「者」

「児島範長者」「其先政則者」「河野通信者」「楠卒湯浅者」「義宗者」「義宗者」

ナル者——吉原・校正(「河野通信者」無点)・増補・小宮・奥村／訓蒙(「児島範長者ナル者」)・啓蒙(同上)・訳解

トイフ者——一戸(「楠卒湯浅者」無点)／邦文(「範長備後守為り」「湯浅と云ふ者」)・訳文(「湯浅と云ふ者」)

無点——雲谷・久保

その他——「テフ者」大町

「正秀者蓋正儀子也」「二郎者不詳其所出也」¹⁵

ナル者——吉原・啓蒙・訳解（二郎者）

ナル者ハ——増補（三版「正秀者」「ナル者」）／訓蒙（正秀者）

ハ者——雲谷・校正（二郎者）・久保・一戸・小宮（二郎者）・大町

者ハ——校正（正秀者）・小宮（正秀者）・奥村「ハ」／訳解・邦文（正秀ハ）

参考：「菊水者楠氏号也」

ナル者——吉原・増補

ハ者——雲谷・校正・久保・一戸・小宮・大町

その他——「ナル者ハ」増補（二十六）／訓蒙・啓蒙、「ハ」奥村／訳解・邦文・訳文

（四）その他¹⁶

「爲本間三郎者所殺」

ナル者——吉原・校正・増補・小宮・奥村／訓蒙・啓蒙

トイフ者——一戸／訳文・邦文

その他——「者」雲谷・久保、「テフ者」大町／「」訳解

「奉萬寿寺金藏主者」

ナル者——吉原・校正・増補・小宮・奥村／訓蒙・啓蒙・訳解

者ヲ——雲谷

トイフ——一戸／邦文・訳文

無点——久保

その他——「テフ者」大町

○『唐宋八家文』※伯夷頌の二か所を調査した¹⁷。

（一）固有名詞＋「者」「彼伯夷叔齊者」

ナル者（ハ）——武村・石村・塚原・岡①・岡②・雲谷・五十川／小山

ト云者——萩原

ハ者——川上・土田・榎木・石川・山崎・石川②・三島

無点——三浦・嶋田

（二）「所謂」＋名詞＋「者」「所謂士者」

¹⁵ ハの二例は、近接した上文に名前が見えているという点で、他の例と区別するところが大きい。

¹⁶ 「如楠氏者」を「ナル者」と読んでいる例はない。

¹⁷ 「如伯夷者」を「ナル者」と読んでいる例はない。

ナル者——武村・石村・岡②・五十川／小山

ト云者——萩原

ハ者——川上・土田・塚原・三浦・雲谷・榎木・山崎・三島

無点——岡①・嶋田・石川②

参考文献等

- ・ 春日和男『『なる』の意味変化——『文法上許容ニ関スル事項一六』の場合——』（『語文研究』一八、一九六四）
- ・ 頼惟勤『『日本外史』への手引き——跋に代えて——』（頼山陽著、頼成一・頼惟勤訳『日本外史（下）』岩波書店、一九八一）
- ・ 羅工洙『訓読法から見た近代の文章研究』（東北大学博士学位論文、二〇〇〇）
- ・ 合山林太郎「評の蓄積と暗誦による記憶——明治前期の日本における『唐宋八大家読本』の受容のあり方」（東英寿編『唐宋八大家研究』中国書店、二〇二二）
- ・ 佐川繭子「漢文教授ニ関スル調査報告」における普通文の影響について——「文法上許容すべき事項」との対照を通して——（『日本漢文学研究』一九、二〇二四）
- ・ 佐川繭子『『日本外史』訓読本の出版について——出版・著作関連連法令の変遷を背景として——』（国學院大學中国學會第六十七回例会（二〇二四年））
- ・ 佐川繭子「近世の『論語』諸本に見える「者」の訓読について——「文法上許容すべき事項」「漢文教授ニ関スル調査報告」を端緒として——」（『国學院雜誌』一二五―一二六、二〇二四）